

議案第34号

三朝町手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町手数料徴収条例（昭和42年三朝町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の規定中「200円」を「300円」に改める。

第2条第1項第1号中「（閲覧は、1簿冊1回で1件とする。）」を削り、「1件」を「1回1件」に改め、同項第2号中「20円」を「30円」に改め、同項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 印鑑の再登録 1件につき300円

第2条第1項第12号を削り、第13号を第12号とする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。